

平成22年度第2回 芦屋市地域自立支援協議会 会議録

日 時	平成23年3月18日(金), 13:30~15:30
場 所	市役所分庁舎 2階 中会議室1・2
出 席 者	<p>会 長 堺 執 副会長 加納 多恵子 委 員 美濃 千里 久保田 あずさ 谷岡 善裕 北野 章 久保崎 進 朝倉 己作 木村 嘉孝 島 サヨミ 津田 和輝 原田 夏紀 丸谷 美也子 築山 彩子 山岸 吉広 福田 晶子 磯森 健二 欠 席 野津 大路 永岡 英子 オブザーバー 三田谷就労支援員 山本 和宏 地域福祉課長 寺本 慎児 事務局 障害福祉課長 余吾 康幸 障害福祉課主幹 川原 智夏 障害福祉課主査 篠原 隆志 障害福祉課主査 西川 隆士 障害福祉課 米田 ヒロ子</p>
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 会長挨拶

(2) 議 題

- ① 自立支援協議会について
- ② 第2期障害福祉計画の進捗状況の評価・点検について

(3) その他

- ① 就業・生活支援センターについて
- ② 自立支援法の制度改正について

2 提出資料

資料1 相談支援事業所連絡会の拡充及び自立支援協議会との連携について

資料2 第2期障害福祉計画の進捗状況の評価・点検について

資料3 兵庫県阪神南障がい者就業・生活支援センター（チラシ）

資料4 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

3 審議経過

<会長挨拶>

お忙しい中ご苦勞様です。

3月11日には史上まれに見る大震災に襲われました。16年前の我々のことを思い出します。そういうことをベースにしてこの会が最後まで充実した会になることを願っています。それでは、今日は各関係の皆さんがお揃いですので、会議が有意義に進められるようご協力をお願いします。

最初に議事の第1番目、自立支援協議会について余吾課長から説明をお願いします。

<余吾課長>

相談支援事業所から具体的に提案されますが、事前に事務局から説明をさせていただきます。

自立支援協議会は、平成20年度の立ち上げ以降順調に進んできていますが、年2回の開催では足りないのではないかとのご意見も聞いております。その中で、相談支援事業所の皆さんから「(仮称)事業所懇談会」を立ち上げて新たな取り組みすすめていきたいとの提案を受けました。

事業所懇談会は、相談支援事業所の他、市内の事業所の実務者レベルの方に集まっていただき地域の課題について検討していただくものと考えています。課題によっては事業所懇談会のメンバーの他にも必要な方に入っていただき、その課題について取り組みます。自立支援協議会は、現在、年に2回開催していますが代表者レベルの会なので、課題への継続的な取り組みは組織的に難しいかなと考えています。

事業所懇談会の立ち上げ後は、取り組みの困難なものについては自立支援協議会に諮りスーパーバイズをいただくと考えており、これにより市全体の課題に共同して取り組む体制ができるものと期待をしています。

それでは相談支援事業から説明をお願いします。

<相談支援事業 築山>

昨年7月に福祉センターがオープンして市内の相談支援事業所が1箇所に集約されたので、昨年9月から11月にかけて相談支援事業所のPRを兼ねて市内の居宅介護事業所と作業所等21箇

所を訪問し、意見交換を行い各事業所の課題と相談支援事業所への要望について意見をいただきました。各事業所からだされた課題について報告します。

- ・施設のバリアフリーが十分でなく老朽化が進んでいる。
- ・幼少期から包括的支援をしていくのが難しい。生育歴などの情報を各事業所が共有していく必要がある。
- ・家族の意向を反映した障がい特性に応じたケアが十分に出来ていない。
- ・家族の高齢化だけでなく本人の高齢化もすすんでいるが、今後の受け皿がない。
- ・精神障がいの方の家族対応について知りたい。
- ・就労支援をしたいが単体の事業所ではそこまで出来ないし受け皿もない。
- ・制度に当てはまらない狭間にいる方への支援のため、ニーズの把握をしたい。
- ・本人の病状、症状について家族の理解が十分でないのではないか。
- ・申請主義のため家族の意識によってはサービスに繋がらないことがある。
- ・次のステップに向かって長期的に関わっていくのは、マンパワー的にむづかしい。
- ・利用者の生活全体が見られないので相談支援と連携をとりたい。
- ・相談支援事業所に何をお願いできるのかをもっとPRすべき。
- ・市外の資源やサービスについて、相談支援事業所が把握をしておいてほしい。
- ・精神障がい分野についてはよく分からない部分が多いので、対応や支援の仕方についての研修会を開いてほしい。

事業所訪問の報告は以上です。

<相談支援事業 丸谷>

事業所訪問での意見をまとめ、もっと事業所同士で集まる会を持った方が良いと感じた。昨年は居宅介護事業所との懇談会をもったので、今回は施設系を中心とした事業所との懇談会をもつことで実務者レベルの職員との話の中から課題の抽出ができると考え、懇談会を立ち上げたいとの考えに至った。

2月17日に障害福祉課の主催で事業所懇談会を開催したところ、1事業所が都合で欠席したが11事業所から実務者レベルの職員が集まった。初回であったがかなり多くの意見がだされ結果をカテゴリー別にまとめた。参加者アンケートによると、全体的に良かったとの意見をいただいたが、目的をはっきりとしたかたちでの開催を望まれていると感じた。今後の開催については、全員が参加すると答えており後押しをされていると感じている。自由記載には顔合わせが出来てよかったとの意見が出されていた。

今後の取り組み課題については、事業所懇談会の中で課題を整理していかなければならないと感じている。整理された課題に対する解決策を検討し取り組むが、自立支援協議会の協力をお願いしたい。相談支援事業所では、事例紹介の場を設定して支援の内容や方法の共有を図るようにしている。将来的には事業所や作業所、介護事業所が集まり課題を共有し解決策を検討できる事例検討会へと発展させたいと考えています。私の方からは以上です。

<相談支援事業 山岸>

二人から報告をしましたが、われわれの取り組みは敷居の低い相談支援事業所を目指すことと、市内の各事業所と顔の見える関係を作ることで、そのため事業所懇談会を開いた。市によっては自立支援協議会の中で部会形式をとっているところもあるが、芦屋市では自立支援協議会のみで、年2回の限られた時間の中では具体的な取り組みがなかなか進まない。

事業所懇談会は、自立支援協議会の下位組織として年4回をめぐりに開催し、地域課題に対して具

体的に取り組み、構成メンバーの意見を聞きながら解決策を見つけ出していきたい。他の市町村を真似て部会を作るのではなく、現場の職員が自発的にやる中で自然発生的な部会になっていくのが良いかと考えている。以上報告と相談支援事業所の提案です。

<会長>

ありがとうございました。

前回の7月の会議ではこういう会のことはでていなかったが、具体的にこういう会が資料と共に挙がってきて良いとは思いますが、本来の相談支援事業所にはそれぞれの特化した任務、役割がある。相談員の仕事は、個に対するニーズがあるわけで当然それをやったうえで、これをやっていただいたということを私から補足をさせていただきます。余吾課長よろしいですか。

<余吾課長>

私も1回目の事業所懇談会に出席をしましたが、こういう会を望まれる声が強かったし、紹介のあったアンケートでもそのような結果がでていた。事業所にはご迷惑がかかることになるが、やる気のある職員に集まっていただき取り組んでいきたいと思っています。

<副会長>

懇談会に出席された事業所名は、オープンにさせていただけるのですか。

(事務局より事業所名を報告)

<事務局>

ユートピアさんは当日欠席されましたが、後日に資料をとりにこられたのでお渡しして説明をしました。今後は都合が合えば出席をしたいとの意向を聞いています。

先日開いた懇談会の出席事業所は申し上げたとおりですが、今、提案のあった今後の事業所懇談会は、居宅介護支援事業所や課題によっては学校関係やその他関係団体等も入っていただきます。いますぐこの人たちというのではなく、これからメンバーを決めていきますが事業所の方を中心にと考えています。

<会長>

市内には団体等いろいろあるが、主なところから自立支援協議会の委員が選出されている。第1回目の事業所懇談会に参加された団体と参加されていない団体があるが、芦屋市全体を見ながら抜けているところはどうかを見ながらやらなければならない。

団体も事業所も自助努力をしないといけない。相談支援者が有機的に活動するためにつくるのは良いが、個人のニーズが後回しにならないよう注意してやっていただきたいと意見を付して、議事の1番はこれで終わります。

それでは2番に移ります。第2期障害福祉計画の進捗状況の評価・点検について、よろしお願いします。

<事務局>

事前に資料をお渡ししておりましたので、主だった箇所についての説明をさせていただきます。この計画は、21～23年度までの障害者自立支援法に基づいたものですが、中間年度ですので障害福祉課で進捗状況を取りまとめ、自立支援協議会の中でご意見をいただき、評価、点検をすることになっています。24年度からの新たな計画を作り直すこととなりますので、23年度に策定委員会を立ち上げます。今日いただくご意見等は策定委員会に報告をさせていただきます。

(事前資料をもとに数値目標について説明)

数値目標については、当初の計画に3点を掲げている。

1点目、施設入所者の地域生活への移行については、23年度末までの目標値は9人としている

が、22年度12月末現在は5人で計画を下回っている。施設入所者の削減数は7人に対し11人で大きく目標値を超えた。当初の在籍者数89人が78人となったが、遠方の施設に空が生じても近隣の施設の利用を望まれるため減となっています。

2点目、入院中の精神障がいのある方の地域生活への移行については、28人の数値目標を掲げており、20年6月末までに7人が移行していますが、これ以降の数値は現段階ではまだ兵庫県から発表されていません。しかし、相談支援事業では1年間に12～13人の退院支援の相談を受けておられます。

3点目、福祉施設から一般就労への移行については、年間4人の目標に対し20年度は2人、21年度1人、22年度は3人となっているが、福祉施設から訓練により一般就労に移行したもので在宅の方の就労移行はもっとあります。

その他については資料をごらんいただきご意見をお願いします。

<会長>

西宮市では、昨年度から「地域移行部会」を作って積極的取り組みをしている。入所型施設についても利用の際にはワンチェックを入れて本人の同意を得ている。地域で暮らしたくないかなど、ひとつのフィルターを通して入所させている。

その他意見があればお聞かせ下さい。

<木村委員>

地域移行では受け皿をどう整備していくかが問われる。受け皿がなければ他市で利用することになるわけで、どういう形で受け皿が整備されているのかを、あわせて考えなければ人数だけの話しでは問題があると感じています。

<会長>

入院患者の地域移行については、国でも数値化をしていたが取り下げている。数値目標は国がたてたがなかなか進まず実行できない実態があった。患者が退院したらその分定員を減らして受け入れられないよう厳しいものとした。病院の敷地内に施設を作って地域移行にするかとの論議もあった。言うは安く現実には難しいというのが実態です。

次の計画でもこういう数値的なものがあがってくるのでしょうかね。

<余吾課長>

入所者の数や一般就労などは同様の国の指針がでるのではないかと思います。ただ、入院中の方の地域については若干見直しされるようなことを聞いています。

<事務局>

受け皿について、地域移行で帰ってこられた5人の方は、ケアホーム「燈」と「みどりホーム」を利用されている方が4人、在宅への移行が1人となっています。相談支援事業所が個別にコーディネートし、日中の活動の場として「ワークホームつつじ」や「みどり福祉作業所」等をして利用していただいた。家族の支援を含め短期入所やヘルパーの活用等による支援も考えています。

<福田委員>

一般就労で実際に就職された方が戻ってこられるケースがどれくらいあるか知りたい。

<谷岡委員>

ハローワークでは、雇用型でない実習や県の職場適応訓練を入れたり、障害種別にとらわれない組み合わせ実習といわれるものを用いて定着率をあげる努力をしている。

辞めていかれることの議論よりも、この場で議論をしていただきたいのは、福祉から一般就労への移行ケースがなぜこんなに少ないのかについて考えていただきたい。

芦屋市での22年度の就職者3人の内の1人は重度の方だが、このケースの場合、就職までに実習等を含めて半年をかけた。この方は、本人の居場所の問題であって働くことの意味は分からないが、保護者はイメージできるのでどうしたらよいかというところからの取り組みをした。この事案については特殊な取り組みをしたのでモデルケースとして全国の研修会で報告をしたが、それほど根の問題が大きく、福祉から一般就労は個人的には絵に描いた餅の状態と考えている。辞める辞めないは、もっていき方やしかけの仕方の問題で定着率は変わるが、この2年間のハローワークからの斡旋のものは、定着率が8割程度です。

<会長>

福田さんの質問に谷岡さんが答えてくださったが、就労関係については以前から芦屋市でも力をいれています。皆さんの机の上に就業・生活支援センターのパンフレットが配布されていますが、内容について説明をお願いします。

<山本>

このたびパンフレットを作成させていただきましたが、まず経緯について説明をします。

昨年度より兵庫県の就労サポーター事業、国の発達障害者就労モデル事業ができて三田谷治療教育院が事業を受託しました。次年度以降も引き続き委託を受け、また、芦屋市のバックアップも得られて念願の「就業・生活支援センター」の立ち上げになりました。

センターの目的は、障がいの種別に関わらず障がいのある人が地域で生活したい、仕事をしたい、誰かと話をしたい、何かをしたいとの願いに応えるための総合的なセンターです。福祉センター内にサテライトとして開設し、スタッフは、センター長、主任就業担当者及び就業担当者、生活支援担当者の4人です。県下ではこれまで8か所設置されていたが、来年度は10の県民局のすべてに就業・生活支援センターが設置されることになります。

<会長>

説明のあったとおり国・県の事業で実情はしんどい事業です。法人でバックアップして芦屋市の期待に応えたいとしているが費用面等実情はしんどいところがある。

<谷岡委員>

この事業は、概算払いでなく精算払いの事業で、1年後に結果で精算となる国の就労支援センターだけの予算だけでは出来ない事業です。市の予算形態があって、市の就労支援センター、県の就労支援センター、国の就労支援センターと抱き合わせで成りたつ事業です。

就業・生活支援センターになってさまざまのところからジョブコーチ支援が求められるが、これまでは、定着支援、ジョブコーチ支援についての相談を芦屋市の誰にしたら良いか分からなかったが、これからは就業・生活支援センターを介してジョブコーチを取っていくことになる。大変な事業を請けられたが、反面、芦屋市にこのようなセンターが出来てよかったと率直な感想を持っている。センターをどのように育てていくのかについての議論もこの場でして欲しい。

<会長>

ありがとうございました。

福祉センターの就労継続支援B型とも関わりを持ちながら、一般就労を目指してすすめていきたい。それではひきつづき説明をお願いします。

<事務局>

障害福祉サービスについては、事前にお渡しした資料のとおりですので質問があればお聞かせください。

<会長>

計画について、タイムスケジュールはいつ頃をめざしているのですか。

<余吾課長>

国の指針がでるのが10月頃かと思われませんが、事前にアンケートや事業所へのヒアリングを予定しています。新年度になったら事務局でアンケートのたたき台を作り、第1回の策定委員会にはかりアンケートを実施しますので、その頃から動き出す形になります。

<会長>

国の動きがないと骨幹が分からないということですね。

<余吾課長>

数値目標についての国への報告期限が10月の指針がでてから1か月後等になるので、それが出てこないと具体的話になりにくいので、年度の後半で一気に策定する形になります。

<会長>

社会福祉協議会にも策定委員会があつて、これまで市の動向をみながら早め早めでやってきたが、それでは市との連携が薄れては困るので、今年は市の間まとめのあたりでまとめようということになっている。しかし、大震災の影響もあり国も遅れる可能性がありますね。それでは進捗状況についてはこれでよろしいですね。

続いて、先日、手をつなぐ育成会が地域移行にも関わる大事なアンケート調査を実施されましたので、その結果について報告をしていただきます。

<朝倉委員>

育成会では親亡き後について、会員にアンケート調査を実施しました。

市内には約400人の知的障がい者がいるが、会員60人中27人から回答を得ました。育成会のメンバーの平均年齢は高く高齢化しています。先ほど事業所訪問での報告を受けたが、親がどう考えているかについても参考にしていきたい。

(資料に基づいて報告)

今、地域移行が進められているが、実際には保護者は施設を望まれている。しかし、現実には市内の施設に空はなく入所できる施設がない。会員の平均年齢からすると在宅できるのはあと10年程度しかないが、その時には入る場所がないということを考えなければならないのが我々の親としての立場です。スポーツ・レクレーションなどについてはこれまで全然考えてみななかった。育成会では、居場所、集えるところの機会を作ろうとしているがそのようなところを理解していただきたい。

<会長>

設問をみると本音のきわどい突っ込んだアンケートを実施されている。自立支援協議会にこれが出されたが、これをどう読み取り市政に反映するかですが、市では今後これを参考にしていきたい。

<朝倉委員>

これは育成会の結果だが、身体、精神の方でも親亡き後の問題は同じで心配されている。

<会長>

親ができることもある。例えば、アンケートの中で出来ていない本人の記録は、他人では出来ないのが親が元気なうちにやる。自分で出来なければ相談支援等のサポートを受けるなどして自助努力も検討する必要がある。きわどく突っ込んだアンケートで驚いた。

これについて他にご意見はありませんか。

<木村委員>

身体で心配をしているのは、意思疎通がとれない重度の人の入所施設が芦屋市にはないこと。更に、国が大型施設を造らなくなっているが、ならばケアホーム等の整備を急いでほしい。親の立場としてはどの障がいも緊急度は同じである。これを具体的にどうしていくのかが親の大きな課題である。

<島委員>

芦屋市には精神の施設、グループホームやケアホームがない。会員は80代70代で、ここ数年の間に死亡、施設入所、認知症がすすんだ親が相次ぎ、残された者は遠方の施設や病院に移っていった。地域移行の話があったが、行政の出したデータで実像がみえてこない。

今年度12～13人の退院についての相談があったと報告があったが、この中のかんりの事例には病識がなく服薬管理ができない患者がある。退院後にヘルパーが入っても家族がサポートしなければならぬ。

最近では家族支援は家族そのものが当事者だといわれている。家族そのものに支援が必要なのに、親のある者は家族の下で暮らすことが退院促進なのか。本来の意味の家族支援や退院促進といえないのではないか。福祉の低いところをサポートするために自立支援協議会がある。つらい立場の親や当事者が出てきていることを考えてほしい。夢が叶わないという思いをする会員がいる。

<会長>

貴重な意見をいただきました。

芦屋にはみどり福祉作業所やなかよし工房があり、それぞれが一生懸命やってくられた。芦屋市の支援も得たけれど自助努力があった。精神のほうは法律が遅れてスタートして、やっと今というところ。28人は仮に出てきた数字だが実際は重い数字です。ただいまの発言は重い発言なので皆さんの心に留めておいていただきたい。

それでは続いていきます。教育委員会のほうから何かありますか。

<北野委員>

計画については成果を何であらわすのかが問われるが、数字が先行すると中身が追いついてきているのかと思う。成果の裏づけは必要だが、仮に数値がそこまで届かなかったとしても中身が問題で、受益を受けた者の満足感などがあがっていれば事業には意味があったと考えられるのではないか。指標プラス成果を図るものを持ち、両面から見えていかなければならない。教育現場でもそうなので感想としたい。

<会長>

ありがとうございます。続いて健康福祉事務所の立場からの情報をお願いします。

<美濃委員>

県では来年度に向けて健康づくり条例を策定している。

3本の柱で作られているがその中に心の問題があがっている。健康兵庫21の中で取り組んでいる心の柱があるが、また新たに取りあげられた。健康福祉事務所では、生活のしづらさや発達の課題をもたれた方々に、どのように機能し役割を果たすかを考えている。以前は障がいのある方は保健所という仕切りがあったが、地域保健法が出来て以降、順次法律が変わる中で、市が直接の窓口となってきた。移行後間がないものやこれからのものについては市とオーバーラップしながら市域の実情に合わせて関係機関と連携をとり、何が出来るかについて考えていきたい。

また、難病対策については、昨年、県の難病連とタイアップして相談会を持ち、災害時の体制についてどのようにするかについて考えさせてもらう機会を得た。難病の方を、年齢によって高齢者

の枠で把握し、手帳があれば障がいの枠で把握されているが、その狭間にある人はどのように救援するのが課題になっている。幅広く生活全体の色々なことを想定した関わりをいただきたいと思っている。このような場に出席することに責任を感じるが、団体の身近な声を聞かせていただき機会あるごとに県に届けることも役割かと考えている。

<会長>

ありがとうございました。久保田さんの方では何か。

<久保田委員>

現状報告ですが、市で行う4つの乳幼児健診対象児約3,600人の中の1割を経過観察しています。最近の傾向で、特に言葉は3歳くらいまでしゃべらない子どもが増えており、生活が便利になったぶん子どもの発達が遅くなっているとの実感を持っている。また、親が医療や診断に対する依存が高くなっていて、一足飛びに判断をする人が増えている。訓練室での訓練は限られた時間の中だけのものなので、本当は子どもとの関わりを大事にすすめなければならないのに、診断名を付けて訓練をすれば治るとか、薬を飲んだら治ると思っている人が増えている。

一方で、医療の発達により350gの極小未熟児が助けられる時代になっている。管理された環境から自宅に帰ることについて、どういうサービスができるかを障害福祉課や相談支援事業所とも調整した。今後、法の改正が進み妊娠期から乳幼児期までを市町村が対応することになるので、皆さんとの協力なくしては出来ないが、少しずつのりしろが繋がるようなサービスを芦屋市としてやっていきたいと思っています。

<会長>

よろしくをお願いします。

先日、広報あしやに来年度予算がでていましたが、障がい福祉に関連する大きな予算について何かつかんでおられますか。

<余吾課長>

ひとつは障害福祉計画の策定費で、事業関係ではすすく学級の改修があげられています。

みどり地域生活支援センターにくすのきのいえが移転し、くすのきのいえの移転後に改修工事をし、全体をすすく学級として利用します。その後に定員の拡大をはかることとしており、これが一番大きなものといえます。

<川原主幹>

安全性を考え改修工事を8月頃に予定しています。

定員増については、事業所としての届けや条例の改正もあるので、改修後に定員増をはかり平成24年度から30名にしたいと考えています。

<会長>

これによって待機児童が解消されますか。

<川原主幹>

みどり地域生活支援センターの改修工事は、元々みどりだけを改修するのではなく、くすのきのいえの定員を増やすことと、すすく学級も定員を超えて受け入れていることの課題を解決するために出てきた方策でした。

<会長>

今日は地域福祉課長に来席していただきありがとうございます。

なにかここままで、地域福祉として障がい福祉に対してご意見がありますか。

<寺本課長>

今、地域福祉計画を策定している最中ですが、この計画は、市民の皆さんにご理解していただくことが難しい計画です。社会福祉法に規定はされているが市町村の自由で作る任意の計画になっています。障がい者、高齢者、子どもはそれぞれ個別計画として存在していますが、福祉の中の個別計画を横に繋いで連携して整合性を保って繋ぎあえる仕組みをつくるのが地域福祉計画です。超高齢化社会の中では、昼間の地域の人口が膨らむため、地域の力として福祉に視点を当てて、それぞれの計画を繋ぐ中でどうすれば支えあっているかの仕組みについて考えようとしている計画です。

本日は出席させていただき、アンケートについても見させていただいたが、我々が市民の一人ひとりを地域で支えるひとつの仕組みをきっちりと作っていかないと、芦屋市という街で暮らしてよかつたということになりにくい。障がい者問題、高齢者問題、子どもの問題を繋ぎ合わせながら、自立支援協議会や高齢者の計画について学び芦屋市の地域福祉として考えていきたい。初めて出席をさせていただき、皆さんの話しを伺ってイメージを持つことができました。

<会長>

ありがとうございました。

社会福祉協議会では市の事業の先鞭をきって事業を受けていただいています。障がいに特化して何かコメントはありませんか。

<津田委員>

福祉センターに移ってから、社協独自の障がい児の日中一時支援事業をはじめた。相談支援事業も受けているが、社協も窓口で相談を受けていると障がい者の問題がかなり増えている。1階のフロアに相談機関が並んでいるので、連携や繋ぎという意味では以前より密になったと感じている。

ただ、障がいも含めもっと広い福祉の分野以外の相談ケースも増えている。また、地域の中で孤立している人も見える。全体のネットワークの中で拾い上げていかなければならないと思う。

<会長>

社協が総合相談窓口への新しい取り組みをしようとしている。基幹相談支援についても、まもなくオープンになり市の設置義務もでてくるが、社会福祉協議会が中心になってやられるのではないかと思うが、そのあたりも含めて最後に加納会長にお話をいただきます。

<相談支援事業 山岸>

事業所懇談会の設置について、自立支援協議会にバックアップしていただくことについて、ご了解いただけることの確認をお願いします。

<会長>

皆さん了解ですね。

(了解。)

それでは時間がきましたので、加納副会長に総括と閉会の挨拶をお願いします。

<副会長>

皆さんのご意見を聞かせていただきました。民生委員の立場と社協会長の立場をもっているが立場には若干違いがある。民生委員は皆さんの相談を地域の身近な場所で早期に対応し関係機関に繋ぐという役目があり、守秘義務をもちながら要援護者の把握に努めている。

そんな中で、精神的な課題を持ちながらの親子の児童虐待ケースや高齢者虐待ケースが増えている。精神の問題には、計り知れない奥に隠された関係があり解決に繋がりにくい。

民生委員や福祉推進委員、社協の立場では、個人情報との関係で各家庭にタッチできない為、遠くか

から見守りの立場をとっているが、当事者からみれば、生ぬるく歯がゆいと感じられていると思う。

この会に出ることでよい勉強をさせていただき、何らかの協力や繋ぎが出来ればと感じている。今後、小委員会が作られるが、最前線の人たちがきめ細かくケースについて検討していただけることは前進した委員会になるとよろこんでいます。今後ともよろしくお願いします。

<会長>

では、これで閉会します。